公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７９号
栃木県宇都宮市細谷町642番地　県営細谷住宅12棟35号
債務者　鈴木　紀子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２７号
栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目３番19号
債務者　初内装こと　神原　順一
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２８号
栃木県大田原市大輪1759番地23
債務者　馬場　　清
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２９号
栃木県大田原市大輪1759番地23
債務者　馬場　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３１号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1028番地　宝木市営住宅７号棟2071号室
債務者　長田　和子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３２号
栃木県宇都宮市簗瀬３丁目14番11号　コーポファミールＡ―202
債務者　大谷　　浩
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３５号
栃木県真岡市熊倉町3521番地３
債務者　藤林　真弓
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３６号
栃木県宇都宮市砥上町335番地２　砥上ハイツ102
債務者　関　　祐子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１３８号
栃木県宇都宮市下反町町６番地
債務者　古川　守利
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４２号
栃木県那須塩原市埼玉６番地1061　県営稲村住宅６―26号
債務者　福田　昌子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４３号
栃木県さくら市卯の里４丁目54番地９
債務者　海野朋子こと　ウンノ　ロセニ　リベラ
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４４号
栃木県栃木市箱森町19番44号　日向野ハイツＡ－３
債務者　小池　　隆
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４５号
栃木県宇都宮市駒生町3364番地52　コーポ村田201、前住所栃木県宇都宮市駒生町3351番地60
債務者　山川　　優
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４６号
栃木県宇都宮市駒生町3364番地52　コーポ村田201、前住所栃木県宇都宮市駒生町3351番地60
債務者　山川　里子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２号
栃木県足利市元学町828番地17、前住所栃木県足利市大町643番地
債務者　嶋田イツ子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時30分

宇都宮地方裁判所足利支部